

# 日本年金機構設立委員会規則（修正案）

## （組織）

**第一条** 日本年金機構（以下「機構」という。）の設立に関する事務を処理するため、日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）附則第五条第一項の規定により任命された設立委員（以下「委員」という。）は、日本年金機構設立委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

## （委員長）

**第二条** 委員会に委員長を置き、委員のうちから、厚生労働大臣が指名する。

**2** 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

## （議決事項）

**第三条** 次に掲げる事項は、委員会の議決によるものとする。

- 一 機構の職員の労働条件及び採用基準
- 二 日本年金機構法第八条第五項の規定に基づく学識経験者の選任
- 三 機構の職員の採否
- 四 業務方法書、制裁規程その他厚生労働大臣の認可を受ける事項
- 五 その他設立に関する重要な事項

## （会議）

**第四条** 委員会の会議は、委員長が日時、場所及び議題を定めて招集する。

**第五条** 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

**第六条** 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

**第七条** 委員は、委員会の了承を得た場合に限り、会議に代理人を出席させることができる。

**2** 前項の規定により、会議に出席した代理人は会議において発言することができる。ただし、前二条に規定する委員とはみなさない。

**第八条** 委員長は、専門的事項について審議するため必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

**第九条** 会議及びその資料は、公開とする。ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

**第十条** 議事録は、公開とする。ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。この場合において、委員長は、議事録に代えて議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(懇談会)

**第十一條** 委員長は、必要があると認めた場合に懇談会を招集する。

(庶務)

**第十二条** 委員会の庶務は、厚生労働省において処理することとし、必要に応じて関係者の協力を求める。

(雑則)

**第十三条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。